

人 定 第 1 6 号  
平成30年4月1日

本省局部課長 殿

法務省大臣官房人事課長  
( 公 印 省 略 )

本省内部部局の職員の配置定員について（依命通達）  
標記については、別表のとおりとされましたので、その適正な運用に留意願います。

なお、平成29年4月1日付け人定第20号当職依命通達「本省内部部局の職員の配置定員について」は、廃止します。

別表 本省内部部局の職員の配置定員

局 部 課 名 又は官職名	配 置 定 員 (人)								
	特別職	指 定 職	行政職 (一)		行政職 (二)	医療職	専門ス タッフ職	合 計	うち 検事
			うち 検事	うち 検事					
事務次官		1						1	
秘書官	1							1	
官房長		1	1					1	1
サイバーセキュリティ 情報化審議官		1						1	
官房審議官		2		3	3			5	3
官房参事官				5	4			5	4
秘書課				52	2			52	2
人事課				41	3			41	3
会計課				76	1	24		100	1
国際課				20	3			20	3
施設課				79	1		1	80	1
厚生管理官				20			5	25	
司法法制部		1	1	59	5			60	6
うち国立国会図書館 支那法務図書館				6				6	
大臣官房小計	1	6	2	355	22	24	5	392	24
民事局		1	1	91	14			92	15
刑事局		1	1	59	15			60	16
矯正局		1	1	71	1			72	2
保護局		1	1	35	3			36	4
人権擁護局		1	1	23	3			24	4
訟務局		1	1	76	26		1	78	27
入国管理局		1	1	137	2			138	3
合 計	1	13	9	847	86	24	5	892	95

備考 「うち検事」は、法務省設置法(平成11年法律第93号)附則第4項の規定により充てることができる検事の人数であり、内数である。